

令和6年度幌延町各会計予算審査特別委員会会議録

第1日目 令和6年3月11日（月曜日）

○議事日程

- 1 開会宣告及び開議宣告
- 2 委員長の選出
- 3 副委員長の選出
- 4 議案第20号 令和6年度 幌延町一般会計予算
- 5 延会宣告

○出席委員（8名）

2番	委員長	佐藤	忠志
3番	副委員長	深澤	博幸
1番	委員	高橋	秀明
4番	委員	高橋	秀之
5番	委員	植村	敦
6番	委員	無量谷	隆
7番	委員	齋賀	弘孝
8番	委員	西澤	裕之

○出席説明員

町長	野々村	仁
農業委員会会長	小島	和博
代表監査委員	成田	義弘
副町長	岩川	実樹
教育長	青木	順一

総務企画課長	早坂	敦	総務企画課参事	山本	基継
住民生活課長	村上	貴紀	保健福祉課長	島田	幸司
産業建設課長	角山	隆一	教育次長	伊藤	一男
診療所事務長	古草	勝	農業委員会事務局長	(角山	隆一)
選挙管理委員会事務局長	(早坂	敦)			

総務企画課長補佐	渡邊	智民	総務企画課長補佐	梶	淳
住民生活課長補佐	山下	智昭	住民生活課長補佐	伊藤	崇

総務係長	原田	太喜	税務住民係長	喜多	優樹
公園住宅係長	多田	純司	上下水道係長	宮下	勇人

○議会事務局出席者

事務局 長 岡 田 英 樹 事務局 次 長 藤 田 秀 紀
主 任 横 山 薫

(1 5 時 5 5 分 開 会)

深澤臨時委員長

これより、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長の職務を行います。

委員長の選出が終わるまで、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので「令和6年度幌延町各会計予算審査特別委員会」を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「委員長の選出について」の件を議題といたします。

お諮りします。

委員長の選出方法は、指名推選により行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長の選出方法は、指名推選により行うことに決定しました。

それでは、指名推選を行ってください。

無量谷委員

委員長に佐藤委員を指名推薦いたします。

深澤臨時委員長

ただいま、委員長に佐藤委員との指名推選がありました。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長に佐藤委員が選出されました。

これにて、臨時委員長の職務が終了しました。委員長と交代します。

(1 5 時 5 7 分 委員長交代)

佐藤委員長

ただいま、委員長に選出された佐藤です。どうぞよろしくお願ひします。

引き続き議事を進行します。

日程第2 「副委員長の選出について」の件を議題といたします。

お諮りします。

副委員長の選出方法は、指名推選により行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副委員長の選出方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

それでは、指名推選を行ってください。

無量谷委員

副委員長には深澤委員を推選します。

佐藤委員長

ただいま、副委員長に深澤委員との指名推選がありました。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副委員長に深澤委員が選出されました。

以上をもって、委員長、副委員長の選出が終わりました。

これより、議案第20号「令和6年度幌延町一般会計予算」、議案第21号「令和6年度幌延町国民健康保険特別会計予算」、議案第22号「令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」、議案第23号「令和6年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第24号「令和6年度幌延町介護保険特別会計予算」、議案第25号「令和6年度幌延町簡易水道事業会計予算」、議案第26号「令和6年度幌延町下水道事業会計予算」の7件の審査を行います。

お諮りします。

各会計の審査順序は、配付されている議事日程のとおりとし、提案理由の説明は、既に本会議で行われておりますのでこれを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査順序は、配付されている議事日程のとおりとし、提案理由の説明は省略します。

委員の皆さんに申し上げます。

質疑は、簡潔・明瞭にお願いします。

また、1回の質疑は3点程度とし、ページを宣告してお願いします。

日程第3 議案第20号「令和6年度幌延町一般会計予算」の件を議題とします。

お諮りします。

審査は歳出は款別、歳入は一括、総括の順で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出1款「議会費」の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

なしと認めます。

これにて1款議会費の質疑を終わります。

これより、2款「総務費」の質疑を行います。

質疑ありませんか。

深澤委員

71ページの街路灯管理費についてお伺いします。

修繕料の26万1千円なんですけど、これの修理費ちゅうか、毎年、街路灯を検査したり調査したりっていう行為はされてるんでしょうか。

梶総務企画課長補佐

深澤委員の御質問にお答えします。

街路灯管理費の見回り補修、見守りにつきましては、特段その平常時の見回りというのは実施しておりませんで、例えば、切れてますよとかそういった御連絡頂いた際に、現地に見に行くというような対応をしております。

それ以外に2年ほど前に地震があった等々の際には、それに対応して街路灯の全件見回り等はしてるんですけども、日常的な点検というのは実施してないというのが実態です。以上です。

深澤委員

さっき、まとめてって言われたんだけど、もう次に移ります。

先ほどの街路灯についてはよろしいです。

75ページの地域コミュニティ形成事業に謝礼7番ですね。

それから、次に、集落支援活動運営費で、ここにも謝礼って金額、結構大きいんですけど、この内訳というか誰に払うのか内訳をお伺いしたいのと、それから77ページの借上料と一般備品って、これ数字出ますよね。この内訳もお伺いしたいと思います。

山下住民生活課長補佐

地域コミュニティ形成事業の謝礼なんですけれども、こちらの方は、問寒別地域で事業しております地域コミュニティ形成事業ですが、こちらの空間整備全体のデザインをしていく上で、空き家調査ですとか、空き家のデザイン改修などを行っていらっしゃいますけれども、そういった関係の地域のデザイン全般をする経費の謝礼というものと、それと人材獲得とか育成の面でのコンサルさんなどに対する謝礼ということでの計上になっております。

そして、集落支援活動運営事業の謝礼ですけれども、こちらはお試し地域おこし協力隊を実施する事業ですとか、あるいは講師謝礼といたしまして、各種講演会ですとかワークショップ、イベントの講師の謝礼等となっております。更には、地域住民の皆様をお連れいたしまして、先進地の視察などをするに関しましては謝礼というような形での予算計上となっております。

それと、借上料に関しましては、こちら、地域おこし協力隊の事務所の経費といたしまして、貸間の部分、こちらの借上料ですとか先進地視察の借り上げバス、こういった経費でございます。

更に一般備品でございますけれども、こちらに関しましては、地域おこし協力隊のデスク周りの備品であったりOA機器ですとか映像機器、こういったものの一般備品でござい

ます。以上です。

深澤委員

最初に、その謝礼の部分なんですけど、どうもこの数字見ても高額っていうか、本当にこんなに掛かるのか。予算だから計上したんだろうけど、いろんな催し物だとかあるんだけど、この数字って本当に正しい数字なんじゃないかな。ちょっと理解できないんですけど。

それと2番目に質問した借上料、これ以前からつながってきている集落支援活動運営事業の名前は出せませんが、一部、会社が凍結してる、潰れたんでないかといううわさが今聞こえてきてるんですけど、この事業、その家賃に支払うものだとか、デスク周りにするリース代だとかっていう理解でよろしいんでしょうか。

何で、今活動してない、休止状態の会社にこの予算が計上されているのか説明を願いたいと思います。

山下住民生活課長補佐

まず謝礼に関してですけれども、こちらの方に関しましては、技師の設計単価などを用いまして、時間ですとか数量を掛け合わせたものになっておりますので、それが必要な数量を見込んでいるというようなところでの、年間通しての謝礼ということですので、その数量が実行された場合には、謝礼という形での支出ということを予定してございます。

それと借上料に関しましてなんですけれども、貸間というようなことでの説明を先程させていただきましたが、こちらの大家さんの方がどのような状況なのかということに関しては、ちょっと我々も把握することができない部分がございますので、会社が今どのような状況にあるのかというようなところに関しては、回答は差し控えさせていただきます。

この貸間に関する月は、6か月分の借上料の方は計上しておりますし、一般備品に関しましては、こちらの貸間に対する一般備品ではなく、新しく移転を検討しておりますけれども、その移転先で使用するデスク周りの備品ということになってございます。

深澤委員

その謝礼の部分に戻るんですけど、先ほど視察も含まれてるっていうお話でしたよね。

その視察場所は決まっているのか。もし決まっていれば、どこへ視察に行くのか、何名で行くのか伺いたいと思います。

それから、家賃の話なんですけど、どうも、なんか、実態でこれ、お金出してっちゃうことは、本人が受け取っているから捻出してらっていうことなのか、何か雲をつかむような話を今聞いているんですけどね、町の中では被害っていうか、商店なり金融機関なり被害こうむってる場所も聞いているっていうんですよ。そういう状況の中で町民の税金を支払い続けていくっていう、その確認事項というのはされないんですか。

山下住民生活課長補佐

まず視察に関しましては、予算で計上しているのは、令和5年度も実施させていただいたんですけども、令和5年度、島根県の雲南市の方に視察してございますが、6年度に関しましては、まだここという決まった所は、まだ確定はしておりませんが、5年度の視察先がかなり好評だったというところもございまして、同様に島根県の雲南市を見込んで

おりまして、地域住民の皆様も含めまして、この謝礼のほかにも普通旅費などを見込んで
いるんですが、11名ぐらいの人員を予定しているという事業でございます。

そして、貸間に関して、借りに関しての支払いですが、こちらは私契約というんで
しょうかね、賃貸借契約っていうものに基づいてお支払いをしていると。我々は、どちら
かという借主ですので、一般的な私契約を結ぶ場合には、賃貸借契約の貸す側の方に、
一定の立場としては強い部分があったりしますが、私たち借主ということで契約を結んで
おりますけれども、契約に基づいて支払っていかねばいけない家賃というものは当然
義務としてございますので、こちらの契約に則った仕方での支払いをするということ
での予算計上でございます。

深澤委員

今、契約の話出たんですけど、当然、本人から支払ってくれてという何か請求書みたい
のが来ているから、払っていくっていう契約上なっているのか。

ある人に聞いたら、その本人もいないって聞いたこともあるんですよ。そんなオバケ
みたいな人から請求書が回ってくるんでしょうかね。もし万が一、本当に会社が止まって
んなら、例えば、役場の水道料金だとか、そういうのは、今、支払われているんですか。そ
の辺ちょっと確認したいんですけど。

山下住民生活課長補佐

支払いに関する請求書の関係ですけれども、こちら、契約書上、契約に基づいて請求書
によりお支払いするという形になってはいますが、請求行為がなくても、この契約に
基づいて支払っていくということは、一般的には私契約上あり得る話でございますので、
請求書によるというよりは契約書に基づいて支払いの義務というの発生しております。

それ以外の水道ですとか、他のものに関しましては、別の部署の方になりますので、そ
ちらの方からの回答になろうかと思えます。

宮下上下水道係長

はい。お答えします。

水道料金につきましては、定常どおり引き落としされております。以上です。

深澤委員

先程の契約書の件なんですけど、それは開示していただけるんですか。

それと、万が一、本当にこの会社が倒産したときに、今の契約上の支払いちゅう行為は
どうなるんですか。

山下住民生活課長補佐

契約書に関しましては、私契約ということになっておりますので、もし求めに応じて、
何らかの義務があれば開示するということになるかと思えますけれども、一般的には私
契約というような形になりますので、開示する義務があれば開示はしていこうかと思いま
すけれども、一般的には個と個の契約ということになっておりますのでという状況です。

岩川副町長

ちょっと、これの契約の件について補足させていただきます。

確かに委員言われるとおり、今、私も、地域おこし協力隊の事務所として使わせてい

ただいておりますけれども、ちょっと大屋さんの都合で良好に使えるような状況ではございませんので、我々も今、契約解除の方向で検討を進めております。

ただし、この契約解除するのにも、この契約上の規定がございまして、やはり、契約の解除予告といいますか、その期間が必要となりますので、その間はどうしても支払い義務も生じてくるというようなこととなります。

この中身につきまして、先程、請求がなくても支払えるのかという御質問でしたけども、この件に関しても弁護士さんと内容について御相談させていただいた結果、このような取扱いをしております。

ですので、いずれにしても長期継続契約しているんですけども、我々は途中で契約解除しようと考えておりますけども、ある期間まではどうしても契約は生きてくるということですので、その間の支払いについての予算というのを、ここに計上しているという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

深澤委員

今、副町長の答弁で大体の理解はできたんですけど、やっぱり、町民が不信感抱いているから、ちゃんと説明責任というの、行政にあるんじゃないですか、これ。

今、弁護士を通じて、何とかっていうお話だったでしょ。その結果だって、きちっと説明していかなかったら、町民の税金を投入したことが、やっぱり不自然だと思ってるんですよ皆さん。何で、いつまでもそのお金を投入するんだと。これを継続する事業だったらまだしも、今言ってる弁護士を通じて契約上破棄するんだというような話をされたらさ、何でそこへお金投入するんだという話になりませんか。まだ、総括でもやりますよ、これ。

岩川副町長

ですので、途中で早めに解除できないかということで弁護士さんとも相談しましたがけども、どうしてもやっぱり契約上ここまでは履行しなきゃならない部分というのは当然生じてきますので、そこまでは継続して、当然、支払い義務も生じてくるという状況でございますので、なるべく、この税金を無駄遣いしないように、有効に使えるような形にはしたいなというふうに考えてございます。

深澤委員

今の話とまたちょっと違うんですけど、当初からこの企業に支払った額、総額で、今現在まで、これ2年かそのぐらいから始まった事業ですよ。総額で幾らになってるか、それを聞いて、この質問を終わります。

山下住民生活課長補佐

こちらの令和2年度からお支払いの方が家賃等含めましてございますけれども、集落関係、5年度に関しましては、まだ途中でございますが、概ね1,500万円程度になるかと思っております。

植村委員

今の関連してちょっとお聞きしたいんですけども、どうも私の認識と話がちょっと違うな、食い違ってるなと思うのは、確か当初、ここを事務所として借りるときに担当者、山下さんは仮事務所、仮だから多少家賃高くても仕方ないんだというような私に説明ありま

した。

今の説明だと長期契約という話をしております。どうしてそういう形になってしまったのか、また何年間の長期契約なのか。令和2年から今6年ですけど、いつまでの長期の契約なのか、ちょっと改めて伺います。

山下住民生活課長補佐

まず、当初、その仮の事務所というような言い方をしていたのではないかとということですが、正確な表現というのは、ちょっと今、把握はしていないんですけども、問寒別の事業に関しましては、最終的には集落支援センターという拠点を作りましょうという概念がございましたので、こちらができた暁には協力隊事務所も含めまして、そういった所に移転するというようなところを、当初は想定しておりましたけれども、こちらの拠点に関しましては、なかなかいろいろな諸事情がございまして、すぐには、ぼんと箱物ができるというようなものでもございませぬので、それで今、仮事務所と申し上げたとするならば、その期間が長く延びているというような状況かと思えます。

そして、長期の契約ということでございますが、こちらに関しましては、自治法の定め等ございまして、5か年というのが最大での長期の継続契約になっておりますので、令和2年から令和6年度末の5か年を長期継続契約として設定してございます。

植村委員

いずれにしても、大分、様子が変わってきてるなということで、ちょっと納得しがたいところがあるなと思っております。

改めて、副町長いわく契約解除の方向で検討しているということなんで、是非、許されるのであれば、そういう形でやっていった方が、今、深澤委員が言われたとおり、結構、この話は、町の中で広がってきてますんで、不信感を抱かれないように進めていただきたいなというふうに思っております。

私の質問は、ここでいうと73ページですけども、ここで移住定住促進事業という事業があります。今年度、問寒別促進事業ということで、項目を分かれて考えられているんですけども、なぜ、問寒別と本町との促進事業を分けて掲載したのかお聞きします。

梶総務企画課長補佐

お答えいたします。

これまでの移住定住促進事業なぜ二つに分かれたかという御質問なんですけれども、この度10月1日付けの機構改革によりまして、移住住宅が幌延地区にも問寒別地区にもあるんですけども、問寒別地区での移住定住事業を進めるに当たって、別に進めているコミュニティー事業との関連性も深いということで、問寒別の移住促進住宅の管理事業につきましては、元々の総務企画課、私どものところから山下の方でやっている地域対策係の方に移管して管理する方が効率的だろうということで、このように事業を二つに分けております。

ですので、元々の移住促進事業の中に含まれているのが幌延地区の移住促進住宅の管理事業、それから幌延駅構内のホロカルの管理事業、あとは、先ほどの条例でも改正議案出ささせていただきました民営賃貸住宅の補助、それから定住促進用地住宅の補助というよう

な構成になってございます。

高橋秀之委員

87ページなんですけど、公共交通対策管理費の中でバス停の管理業務があるんですけど、これ新規だと思うんですけど、場所はどこで、どのような管理をするのかと。

その上に無人駅維持管理業務っていうのが371万9千円ありまして、89ページの地域交通公共交通運営事業のところに、その一番下に無人駅等の維持管理業務で157万5千円ってあるんですけど、ちょっと似たような名前でやっているんですけど、私の勉強不足かもしれないんですけど、内容的にどのように違うか教えていただければと思います。

梶総務企画課長補佐

高橋委員の御質問にお答えします。

公共交通対策管理費の、まずバス待合場管理業務なんですけれども、こちら4万4千円新規計上となってございまして、幌延十字街、稚内信金の向かいに木造のバス停があるんですけども、そちら冬季間のバス停の除雪を民間の業者さんに4か月間頼むということで、バケットで引っ張っていただく、雪が降ったときについていう業務を今年度からお願いしておりますので、そちらの業務が新規計上となっております。

それから、公共交通対策管理費と地域公共交通運営事業で類似の管理業務があるということで、まず87ページの公共交通対策管理費の委託料につきましては、先ほども御質問いろいろ頂きましたJRへの委託料が371万9千円となっております。89ページの無人駅等維持管理業務につきましては、JRではなく直営の町でこれまで会計年度さんでやっていただいていた分を委託契約に切替えた分に伴う委託料157万5千円ということでの違いとなっております。

無量谷委員

73ページの空き家対策について500万計上されているんですけど、これについて、今年度は確実に実施する予定なんだと思うんですけど、どのぐらいの戸数を撤去するのか、その辺をお聞きたいです。それと、今、言いました87ページの地域交通導入事業で353万1千円とあります。また、車両購入に500万、それを計上してるんですけど、これらのシステムは、具体的に教えていただきますよう。

伊藤住民生活課長補佐

はい。お答えします。

空き家の補助についてですが、令和6年度については、今、相談受けていて補助の申請する予定の方が1名おりますので、そちらについては1名出てくる予定であります。

あと、予定といたしましては出てくるかどうかちょっと分からないので、予算としては5件分の500万ということで計上させていただいております。

山下住民生活課長補佐

87ページの地域公共交通整備事業のシステムと車両に関してですけども、執行方針等でもございましたが、公共交通計画を今年度で策定しようということで進めておりますけれども、この計画に基づきまして、実際に地域の運行と輸送手段を確保していくということに際しまして、今現在そのハイヤーの運賃の助成制度がございまして、これに

加えまして、新たに乗り降りの回数に制限のないデマンド的な交通体系というものを整備していきたいと考えておりますが、既存のシステムに加えて、デマンドの関係の制度を実施するに当たってのシステムを構築していきたいという経費でございます。

それと車両購入に関しましても、新しい地域内の輸送体系を確立していくための車両の購入ということでございます。

無量谷委員

空き家って5件程度って、1件当たり100万程度なんですけども、これ100万で1軒の家が解体できるかって言ったら、ちょっと疑問に思うんですけども、単純に補助金程度で個人負担っていうか、そういう部分も加味した予算なのか。こういう事業というのは、なかなか持ち主が全額出してできないからお願いしますっていうような感じだと思うんですけど、町としての全面的な補助率っていうか、その割合はいかなものですか。

伊藤住民生活課長補佐

補助率についてですが、5分の4四の補助となっております。

それで、これ上限が普通の空き家等であれば100万円、特定空き家であれば200万円っていうような制度になっております。

無量谷委員

分かりました。

デマンド方式っていうか交通機関なんですけども、これらについて、これ全町合わせての運行計画なのか、あるいは新たに運転士を雇ってやるのか。また、誰かに委託してやるのか、その辺の内容をちょっとお聞きしたいんですけど。

山下住民生活課長補佐

こちら、交通協議会の方でもお知らせをしていたり、委員会の方でも若干御説明させていただいておりますが、基本的には全町でデマンド交通というものを実施していきたいというふうに考えておりますけれども、やはり、エリア的なものもございまして、幌延地区と問寒別地区において、それぞれの仕組みが必要であろうというふうに考えております。

運転手確保に関しましてですけれども、幌延地区に関しましては、交通事業者様にお願いしていきたい部分が大いかなと思いますけれども、町としても可能な限り人員の部分でもバックアップをしていきたいということで、予算化している部分がございます。

そして、委託ということに関しましては、やはりこちら、デマンド関係の交通に関しましては運行主体に対して委託をしていくことになろうとは思っておりますけれども、まだちょっと先の話になるかなというふうに考えています。

植村委員

関連します。

今のデマンド交通の関係で車両購入の関係なんですけども、これ、全町を対象にこの車両を導入するということなんでしょうか。

私の聞いている範囲では、地域限定、今行われている問寒別地区を対象にデマンド交通システムを作るという部分で購入するというふうに聞きますけども、どうなんでしょうか。

山下住民生活課長補佐

こちらの車両購入の費用でございますけれども、購入した車両は問寒別地区でのデマンド交通のために使用していきたいということでの車両でございます、幌延地区にしましては、事業用の車両を活用していきたいというものです。

植村委員

元々の話になってくるんですけども、今現在、行われてますよね、デマンド的な送り迎え方式、問寒別地区で。そして、無料で行われてるといことなんですけども、今現在の車両で用が足さなくなってきたということなのか。デマンドの新しい車を入れることによって試験運行から本運行に変わるという意味合いなのか、そこら辺、ちょっともう一回。

山下住民生活課長補佐

今問寒別では、2台で無償の運行を実施しておりますけれども、1台は相当古い車両になっておりまして、こちらの車両を更新しながら新しい車両を入れて2台体制での運行を図っていきたいということです。

試験運行から本格運行ということに関しましては、令和6年度中になるのか、いろいろな、運輸局ですとか各所への申請のしる手続や組織体の形成というのがございますので、6年度中になるものなのか7年度以降になるものなのかというところで、今後の展開次第かなというふうに考えております。

植村委員

まだはっきり、そこら辺の運行をどういうふうになっていくかというのは分からない状態で、今年度、すぐこの新車を購入するということ何でしょうか。

ちょっと、勇み足みたいな気がするんですけども、どうなんでしょう。

山下住民生活課長補佐

現時点でも無償の実証実験の運行をしておりまして、こちら、役場の車両を用いまして2台で運行しておりますが、ちょっと1台が老朽化によって更新が必要だということでの入替えということでございますので、引き続き、無償の運行を継続するに当たっても、2台の車両が必要だという認識でございます。

佐藤委員長

ほか、ありませんか。

齋賀委員

87ページお尋ねします。

委託料の無人駅維持管理業務なんですけども、ここでは371万9千円ですけど、この会計予算説明資料では、387万5千円ですよね。この数字の違いは何なのかをお尋ねしたいと思います。

それと2点目に、今、同僚議員の説明のあったデマンド交通なんですけども、昨年度までは地域デマンド交通実証実験という項目で予算を取っておりました。今年からここは実証実験じゃなくて交通実証運行というふうに名前が変わっていますよね。実証実験の段階からね、こういうことが逐一問寒別地区をモデルにして全町に広げたいんだということで、委員会等で報告するというところだったんですけども、委員会等で報告をしていただいて、

今度、実証実験から実証運行にしますよと、その流れを委員会で説明していただければ、委員の皆さんも、いろいろ詳しく聞けたのではないかなと思うんですけども、これ、なぜ実証実験から、まだいつになるか分からないという実証運行になったのかを2点目としてお伺いします。

3点目は同じく87ページの負担金ダウン・ザ・テッシーオーペツ実行委員会20万ですね。ダウン・ザ・テッシーのカヌーで問寒別、それから幌延、天塩って行くんですけども、記念の大会は、もう30周年大会は既に終わっていますけども、なぜ、今年からこの実行委員会として負担金を幌延町出さないといけなくなったのかお尋ねします。

梶総務企画課長補佐

では、2点お答えします。

まず、公共交通対策管理費の87ページの委託料の金額と予算説明資料の金額の違いなんですけれども、予算説明資料の金額につきましては、無人駅維持管理業務委託料371万9千円のほかに、予算書の中で10節の修繕料20万1千円のうち、JRの駅の敷地の不陸整正等の経費も見込んでおりまして、そちらの経費、それから13節、借上料の中で9千円上げてるんですけども、そのうちの5千円、旧上幌延駅駅舎の置いてある敷地の借上料も含まさっております、金額に差異が生じていると、委託料の金額がぴったり出ていないというような状況でございます。

それからダウン・ザ・テッシー実行委員会への負担金20万円につきましては、この度、令和5年中に、次年度、幌延町で開催したいということで、実行委員会の方から協力依頼がありまして、今回は20万円の支出となっているんですけども、過去も町からの支出をしていなかったわけではなくて、支出はしておりました。ですので、今回は改めて実行委員会への負担金ということで、企画管理費の方で予算を計上させていただいたということになってございます。

山下住民生活課長補佐

地域公共交通整備事業の中のデマンド交通実証運行業務というところの運行と実証実験というところかと思うんですけども、この表現に関しまして、この実証運行ということで記載はしているんですけども、これまでの実証実験とは何ら変わるところはなくて、実証実験をしながら運行していくっていうニュアンスとしては同じ表現です。

ただ、これまでは別のいろいろな節で予算計上していたところがあるんですけども、今回その委託料ということで初めて計上してございまして、こちらの事項別明細の方にそれぞれの業務名みたいなものも載ってくるというような都合上、このデマンド交通実証運行業務という表現でまとめているというところかと思えます。

齋賀委員

今までの実証実験だったら144万で、昨年ですね、予算、それで済んでいたんですけど、だからいろんなものが含まれて、この180万で格上げになった実証運行業務という名前を使うけど、まだ実証実験段階だよということでよろしいですか。

あと、2点目、69ページにあります一般事務管理費ですね。総体的に581万1千円に上がったんですけども、特にこの借上料、消耗品が前年よりも上がっているのは、一般

事務管理費で何か予定されていることがあるのか、お伺いしたいと思います。

山下住民生活課長補佐

問寒別地区のデマンド運行等に関しましては、これまでは地域おこし協力隊を中心にしてまして直営で行っている部分が大きかったんですけども、新たに運行主体となる組織体を形成した上で運行していくというスタイルに移行したいというものですので、委託業務というようなことでの計上になってございます。そういった点で5年の予算とは変わっているのかなと思います。

渡邊総務企画課長補佐

69ページの一般事務管理費に関する御質問ですけれども、こちらについては前年度の当初予算額は161万9千円で、今年度581万1千円というふうに、400万以上増額になってます。こちらの理由につきましては、齋賀委員からもありましたけれども、消耗品が増えていたり、借上料が増えていたりということになるんですけども、こちらについては1年前の予算委員会でもありましたけれども、起債事業には事務費が認められていまして、それが令和5年度は起債事務費の額が多くて、そちらの投資的な事業の方に一般的な事務費をちょっと回せたんですけども、令和6年度につきましては、その起債事務費が令和5年度よりは減ったことにより、そっちの投資的な事業の方に持っていけなかったものですから、こちらの経常経費の予算が増えているということになります。

齋賀委員

ありがとうございます。分かりました。

続けて同じ質問なんですけども、75ページに深地層の研究等広報事業があります。

公告料は、いつも例年どおりの値段で見ているんですけども、手数料が4万5千円だったのが1万5千円ですね、これで広告できるのかどうかお尋ねしたいと思います。

梶総務企画課長補佐

お答えいたします。

深地層の研究等広報事業の広告料につきましては、各種雑誌とか雑誌新聞等への掲載するこれまでどおりの広告掲載を予定しております。こちらの手数料につきましては消耗品にも関連するんですけども、毎年、冬に深地層研究センター「ゆめ地創館」で工作実験教室というイベントを実施しております、そちらの開催の告知に係る折り込みチラシを予定しているんですけども、今年度の実績等踏まえて昨年度よりも減額したというようなところで1万5千円あれば十分周知できるというふうに考えておまして、そのような予算となっております。

齋賀委員

そういう広告の仕方だということ、よく分かりました。

83ページにあります庁舎管理費で、今年、新たに機械器具費87万9千円の予算計上しているんですけども、この機械器具費は何に使う庁舎管理費なんですか。

渡邊総務企画課長補佐

庁舎管理費の備品購入費の機械器具費87万9千円の質問ですけれども、こちらについては庁舎で使っている芝刈機が故障しましたので、それを入れ替えるための予算となっております。

おります。なお、その芝刈機については平成6年に購入したもので、約30年近く使ったものの更新になります。

植村委員

87ページの方と99ページの方で質問したいと思います。

まず、小さい数字なんですけれども、幌延町かわまちづくり協議会というので、これ委員10名になってますけれども、どういう活動をされるのか、目的をお聞きしたいと思います。

それと、この地域公共交通システム導入業務ですけれども、これ353万1千円となっておりますけれども、どこの会社にこのシステムを委託して、これは毎年、この額っていうのは必要経費として計上されていくものなのかもお聞きします。

最後99ページですけれども、安全協会の方の活動費だと思いますけれども、恐らく、今年、制服を新たに購入し、新調するということだろうなと思います。30万8千円上がっています。今、指導員、以前聞きますと指導員、結構、高齢化して、指導員の人数を確保するのが大変だというような話も聞いております。現在、指導員何名活動されてるのもかも併せてお聞きします。

梶総務企画課長補佐

植村委員の御質問にお答えします。

かわまちづくりの関係なんですけれども、こちら、これまでずっと天塩町の方で事業が行われているんですけれども、河川事務所さんの方からも、ちょっとお話がございまして、町でかわまちづくり計画っていうものを作って、それに伴って天塩川幌延旧川の環境整備をしていきませんかというようなことでお話がございまして、令和6年度中に会議を立ち上げて、令和7年度にかわまちづくり計画を策定し、令和8年度以降に具体的な旧川の整備に向けて、にぎわいづくりですとか、そういったところで取り組んでいきたいなということでの予算計上となっております。

なので、令和6年度は、一応、委員さん10人分予算計上しておりますけれども、キックオフ的な意味合いで1回分の予算計上とさせていただきます。

山下住民生活課長補佐

地域公共交通整備事業のシステム開発導入業務に関してですけれども、こちらに関しましては新しい制度を作っていくための事務の省力化などを目指してのシステム開発というところですので、単年度での開発を予定しております。

毎年かということに関しましては、以降、保守契約等が必要であるシステムに関しましては、保守契約というような形で継続的に予算計上されていくのではないかと思います。

そして、どこの会社というところなんですけれども、こちらのシステムを開発してくれる業者さんと予算の具合を見ながらの発注ということになっていこうかと思っておりますので、最終的に今後の話かなと考えております。

伊藤住民生活課長補佐

交通安全指導員の関係なんですけど、現在12名の方をお願いしておりますので、定数が14名となっておりますので、数年前に1名辞めて、去年も1名辞めて、今12名ということなんですけど、来年度はその差額の2名をやっていただける方を探したいなと思ってい

まして、その被服費の30万8千円というのは、新たにやってもらえる方がいたら制服だとかっていうことの2名分ということになっております。

佐藤委員長

ここで暫時休憩します。

休憩中に、本会議を再開します。

(16時53分 休 憩)

(16時54分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

植村委員

7ページの公共交通システム導入業務ということで、今、山下補佐の方から今後の業者の選定に当たるというような言い方されたんですけども、確か今まで、これ地元のメモトックという会社がずっと行ってきてる業務でないかなと思うんですけども、随意契約でやれるということではないでしょうか。

山下住民生活課長補佐

令和6年度の議決頂きまして、予算が獲得できたという前提でございますけれども、契約の方式ですとか入札の方式等は今後検討していきたいと思っておりますので、また今後の話と思っております。

高橋秀之委員

73ページなんですけど、移住住宅促進事業の中の幌延町町営賃貸住宅建設促進助成事業という委員会でも説明を受けたんですけど、これ、令和4年、5年って0件で使われてないんですけど、今回、8件分ということで4,400万、これって何かもう、ここ幌延で賃貸住宅を建てる業者がいるよみたいなんで、8件分の4,400万という予算を設けたのか、もしくは、そういうことじゃなくて、ただ上げたんだよっていうんだったら、何かほかの方に予算回した方がよかったんじゃないかなと思うんですけど、その辺、ちょっとお聞きします。

梶総務企画課長補佐

民営賃貸住宅建設促進助成事業の補助金4,400万につきましては、具体的にどこの業者がっていうのは全くなくて、ただ、そのアパート経営をしていく上では、やはり1棟4戸、1棟6戸という戸数よりも1棟8戸っていうのが採算ベース的にも良いというふうな話も聞きまして、1棟8戸の4,400万円分を予算計上しているというような状況でございます。

こちら直近での実績もなく、町の総合戦略の重点戦略、そちらでも目標数字として掲げているのがあるんですけども、移住住宅と民営賃貸住宅の建設について、令和2年から令和6年度までの5年間で20戸建てたいという目標もございまして、そこで今の実績としては4件で止まっていると。今回、その8軒建てても目標に到達するわけではないんですけども、やっぱり、町内の住宅が不足しているというような声もいろんなところから頂いておりますので、当課としてはある程度条件を緩和して補助率を上げた上で、1棟でも1戸でも多くの住宅を建てていただけないかなという思いで予算計上をしております。

以上です。

齋賀委員

お尋ねします。

91ページになります。

幌延町地域公共交通計画推進業務575万3千円なんですけども、この予算でどのようにして地域の公共交通計画を推進業務をされているのか、この数字の根拠をお尋ねします。

2つ目、105ページになります。

戸籍住民基本台帳事業の委託料、この住基ネットシステム更改業務があります。その前に6万円で保守業務があります。今までの住基ネットシステムを保守してから更改業務で232万8千円が上がっているのか、それとも、更改業務をしてから、また更にそれを補修するのに6万円ということが上がっているのか、これ一つにできなかったのかお伺いします。

最後、3点目は、同じく105ページ右側にあります戸籍情報システム改修業務なんですけども、昨年も497万2千円で予算化してこの回収業務しました。今年、更にまた501万6千円ですね。この戸籍情報システムの改修というのは2年にわたる大事業なのか、その点お伺いします。

山下住民生活課長補佐

まず1点目の公共交通計画の推進業務というところでございますが、5年度で策定が完了したいと思っております交通計画を具体的に地域内の交通をどのように実現していくかというのを6年度に実施していきますけれども、こちら、種類によっては陸運局への申請ですとか、そのための計画を作ったり、あるいは実態調査を行ったり、そして令和7年度に向けてですけれども、国の補助金を得ながら地域交通を展開していきたいというときの計画を作っていくための検討を進めるというようなところでの業務内容になっております。

村上住民生活課長

戸籍住基関連のシステムの関連の御質問ですが、住基ネットシステムの更改業務と保守業務、これを合わせることはできなかったのかというような、まず1点目の話ですけれども、住基ネットシステムの公開ということで、こちらのシステムにつきましては、今、5町でシステムを利用しているシステムが、年数が経過して機器の更新が必要になったということでのシステムの更新業務としてあります。

そのシステム保守というのが、毎月発生するサーバー保守ですとか端末の保守等々の毎月発生する保守ですので、システムを更新したとしても同金額で保守業務としては毎月発生してくるということで、6万円の保守料を計上させていただいております。

また、社会保障税番号制度システムの関連ですけれども、こちらにつきましては戸籍への読みがな、戸籍附票への振り仮名等々の戸籍法の改正がありまして、そちらの振り仮名等の住基連携するですとかってところが法改正に基づいた改修という形で随時行っていくという形になりますので、2か年にわたって国の交付金等を使いながら実施していくというものでございますので、令和5年度、令和6年度という形で予算を計上させていただいているところです。

齋賀委員

令和5年と6年ですよね。今、令和6年、7年と言いましたから、いいですよね。

したら、今回で終わりということになるのかお伺いします。

それとね、住基ネットシステム更改するの5町によるシステムだ、うんぬんということだったんですけども、これ今回やることによって国が進めている自治体システム標準化対応業務に対応することになるんですか、ならないんですか。

村上住民生活課長

お答えさせていただきます。

まず、行政システムへの移行にされるのかどうかというところでは、住基ネットシステム、住基システムと住基ネットシステム、全国的な移動等のシステムの部分に関して、住基ネットシステムを構築されて全国的な住基移動等のやりとりをしていると。標準化に伴う部分に関しましては、住基システム、基本的なそれぞれの単町でのシステムを標準仕様にしていくというような流れでありますので、こちらの今回更新する住基ネットシステムに関しての部分と標準準拠システムへの移行のシステムというのは、また別物だということと御理解いただければというふうに思います。

齋賀委員

総括で聞けばよかったですけども、これをせっきやく5町のやつが公開しているんで、これ幌延町民の住基カードってありますよね。これ住基カードは住民生活課が思っていたおりに住民の皆さんはそれ登録していったるんですか。それとも、これをきっかけに住民の皆さん全員が住基カード登録をしてほしいという願いが込められた予算ですか。

村上住民生活課長

マイナンバーカードの関係ですけれども、マイナンバーのカードの取得率等については、町が思ったおりに取得されているかというような部分に関しましては、もう少し普及率が上がっていただきたいというふうに思っておりますし、広報等でもやっていますし、それぞれの個人での申請というところでできない方については窓口等で写真も撮って手続も行うというところで周知はさせていただいておりますけど、なかなか伸びてこないというような状況になっております。

マイナンバーカードの普及に関しましては、コンビニ交付のサービスですとかっていうところも幌延町の方では実施をしておりますし、そちらの方も利活用さしていきながら、マイナンバーの普及に努めていきたいというふうに思っておりますので、引き続きこのシステムを更新していく中で、今後、国の方針としてもマイナンバーカードをどんどん普及していった活用していくというような流れになっておりますので、国の方針に基づいた周知、広報等、担当としてもやっていきたいというふうに思っております。

齋賀委員

すいません。今の私の発言の方で、住基カードではなくてマイナンバーカードというふうに取消して修正させていただきます。

佐藤委員長

ほかに関連ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、第2款、総務費の質疑を終わります。

お諮りします。

本日の特別委員会は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、延会することに決めました。

これにて延会します。

御苦労さまでした。

そのまま、席でお待ち願います。

(17時07分 延 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 佐藤忠志

臨時委員長 深澤博幸

以上、記録する。

事務局次長 藤田秀紀